

関税率表解説新旧対照表

新	旧	備考
<p>19.05 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオプレート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 （省略） (A) 食パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。） （省略） この項には、次の物品を含む。 (1)～(8)（省略） (9) ワッフル及びウエハー：ワッフル及びウエハーは、軽い上質（fine）のベーカリー製品で、金属プレートの型に入れて焼いて作られる。これらには、巻かれたうすいワッフル製品、二層以上のうすいワッフルペーストリーの間に風味ある詰物をはさんだワッフル及び特別な機械を通してワッフルドウを押し出すことによってつくられる製品（例えば、アイスクリームコルネット（cornets））も含まれる。ワッフルには、チョコレートで覆われたものもある。ウエハーは、ワッフルに類似した製品である。 （省略）</p> <p>第29類 有機化学品 （省略） 総説 （省略）</p> <p>（B）28類の化合物と29類の化合物との区別 貴金属、放射性の元素、同位元素、希土類元素、イットリウム又はスカンジウムの有機化合物及び28類総説（B）に掲げられた炭素を含む他の化合物は、29類から除外される（6部注1及び28類注2参照）。</p> <p>28類の注2に掲げられているもの以外のオルガノインオルガニック化合物は29類に属する。 （省略） 第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド （省略） (C)比較的複雑なその他の複素環式化合物 これらは、五員環又は六員環の複素環式化合物と他の炭素環との縮合によって得られる。例えば、次のグループを含む。 (a)～(p)（省略） 29.32項から29.34項までにおいて、一以上の複素環が含まれる化合物に関して、複素環のうち</p>	<p>19.05 パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオプレート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 （省略） (A) 食パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。） （省略） この項には、次の物品を含む。 (1)～(8)（省略） (9) ワッフル及びウエハー：ワッフル及びウエハーは、軽い上質（fine）のベーカリー製品で、金属プレートの型に入れて焼いて作られる。これらには、巻かれたうすいワッフル製品、二層以上のうすいワッフルペーストリーの間に風味ある詰物をはさんだワッフル及び特別な機械を通してワッフルドウを押し出すことによってつくられる製品（例えば、アイスクリームコルネット（cornets））も含まれる。水分の含有量は最終製品の全重量の10%以下でなければならぬ。ワッフルには、チョコレートで覆われたものもある。ウエハーは、ワッフルに類似した製品である。 （省略）</p> <p>第29類 有機化学品 （省略） 総説 （省略）</p> <p>（B）28類の化合物と29類の化合物との区別 28類総説（B）参照</p> <p>28類の注2に掲げられているもの以外のオルガノインオルガニック化合物は29類に属する。 （省略） 第10節 オルガノインオルガニック化合物、複素環式化合物及び核酸並びにこれらの塩並びにスルホンアミド （省略） (C)比較的複雑なその他の複素環式化合物 これらは、五員環又は六員環の複素環式化合物と他の炭素環との縮合によって得られる。例えば、次のグループを含む。 (a)～(p)（省略） （新規）</p>	

関 税 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新	旧	備 考
<p>一つのみが29.32項から29.34項までのいずれかの号に特掲されているものは、当該号に分類される。しかしながら、二以上の複素環が号レベルで29.32項から29.34項までに特掲されるのであれば、数字上の配列において最後となる号に分類される。</p>		
<p style="text-align: center;">* * *</p>	<p style="text-align: center;">* * *</p>	
<p>29.35 スルホンアミド <u>スルホンアミドは、一般式(R¹.SO₂.N.R².R³) (ここで、R¹はSO₂基に直接結合する炭素原子を含む各種の複雑な有機基で、R²及びR³は水素原子、他の原子又は各種の複雑な無機基若しくは有機基(二重結合を有する環を含む。)のいずれかである。)を有する。多くは、強力な殺菌剤として医薬品に使用する。この項には、特に次の物品を含む。</u> (1)~(5) (省 略) <u>(6)くえん酸シルデナフィル(Sildenafil citrate)</u> (7) (省 略) (8) (省 略) (9) (省 略) (10) (省 略) (11) (省 略) (12) (省 略)</p>	<p>29.35 スルホンアミド <u>スルホンアミドは、一般式(R.SO₂.NH₂) (ここで、Rは各種の複雑な有機基)を有する。</u> <u>多くは、強力な殺菌剤として医薬に使用する。この項には、特に次の物品を含む。</u> (1)~(5) (省 略) (新 規) (6) (省 略) (7) (省 略) (8) (省 略) (9) (省 略) (10) (省 略) (11) (省 略)</p>	
<p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。) (省 略) この項には、次の物品を含む。 ()~() (省 略) () (省 略) (a) ポリペプチドホルモンの構造類似物:天然のポリペプチド鎖中の特定アミノ酸を付加、脱離、置換又は交換して形成される。ソマトレム(成長ホルモンであるソマトトロピンの構造類似物(INN)は天然のソマトトロピン分子の末端にアミノ酸を付加して得られる。オルニプレッシン(ornipressin)(INN)(天然のアルギプレッシン(argipressin)(INN)及びライプレッシン(lypressin)(INN)の構造類似物)はアルギンプレッシン又はライプレッシン分子中の中間部分のアミノ酸を置換することによって得られる。合成の性腺(せん)刺激ホルモン放</p>	<p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。) (省 略) この項には、次の物品を含む。 ()~() (省 略) () (省 略) (a) ポリペプチドホルモンの構造類似物:天然のポリペプチド鎖中の特定アミノ酸を付加、脱離、置換又は交換して形成される。ソマトレム(成長ホルモンであるソマトトロピンの構造類似物(INN)は天然のソマトトロピン分子の末端にアミノ酸を付加して得られる。オルニプレッシン(ornipressin)(INN)(天然のアルギプレッシン(argipressin)(INN)及びライプレッシン(lypressin)(INN)の構造類似物)はアルギンプレッシン又はライプレッシン分子中の中間部分のアミノ酸を置換することによって得られる。合成の性腺(せん)刺激ホルモン放</p>	

関税率表解説新旧対照表

新	旧	備考
<p>出ホルモン（ゴナドレリンの構造類似物）であるブセレリン（buserelin）（INN）、ナファレリン（nafarelin）（INN）、フェルチレリン（fertirelin）（INN）、ロイプロレリン（leuprorelin）（INN）及びルトレリン（lutrelin）（INN）は、天然のゴナドレリン（gonadorelin）のポリペプチド鎖の特定のアミノ酸を置換することによって得られる。コルチコトロピン（INN）の構造類似物であるギラクチド（giractide）（INN）は、天然のコルチコトロピンと初めの18個のアミノ酸が同一であるが、第一番目のアミノ酸が置換されている。<u>メトレレプチン（metrereptin）（INN）（レプチンの構造類似物）は、ヒトレプチンの組換え型メチオニル誘導体である。サララシン（saralasin）（INN）（アンギオテンシン 分子中、アミノ酸が3つ異なるもの。）は、アンギオテンシン に拮抗的作用を示すが、その構造類似物と考えるべきである（サララシンは降圧剤であり、アンギオテンシン は昇圧剤である。）。</u></p> <p>(b)、(c)(省略) () (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(A)ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物 この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物：ソマトトロピン（成長ホルモン、GH、STH（ソマトトロピンホルモン））は、水溶性のたんぱく質で、組織の成長を促進し、また、他の相のたんぱく質代謝作用の調節に関与する。脳下垂体前葉のソマトトロピン細胞から分泌され、その分泌は、放出因子（成長ホルモン放出ホルモン）及び阻害因子（ソマトスタチン）によって調節される。ヒト成長ホルモン（hGH）は、191のアミノ酸残基よりなる1本のポリペプチド鎖で、ほとんど独占的に組み換えDNA技術によって製造される。このグループには、ソマトレム（somatrem）（INN）（メチオニルhGH）、アセチル化hGH、デサミド（desamido）hGH及びソメノパル（somenopor）（INN）のような誘導体及び構造類似物並びにペグビソマント（pegvisomant）（INN）のような拮抗剤を含む。</p> <p>(2)～(19)(省略)</p> <p><u>(20) レプチン（leptin）：脂肪細胞から生産されるポリペプチドホルモンであり、脳内の受容体に作用し、体重や脂肪の付着を調節する。また、このレプチンには、レプチンのメチオニル組換え型誘導体であり、同じ活性を示し、レプチンの類似体と考えられるメトレレプチン（INN）を含む。</u></p> <p>(B)～(F)(省略)</p>	<p>出ホルモン（ゴナドレリンの構造類似物）であるブセレリン（buserelin）（INN）、ナファレリン（nafarelin）（INN）、フェルチレリン（fertirelin）（INN）、ロイプロレリン（leuprorelin）（INN）及びルトレリン（lutrelin）（INN）は、天然のゴナドレリン（gonadorelin）のポリペプチド鎖の特定のアミノ酸を置換することによって得られる。コルチコトロピン（INN）の構造類似物であるギラクチド（giractide）（INN）は、天然のコルチコトロピンと初めの18個のアミノ酸が同一であるが、第一番目のアミノ酸が置換されている。サララシン（saralasin）（INN）（アンギオテンシン 分子中、アミノ酸が3つ異なるもの。）は、アンギオテンシン に拮抗的作用を示すが、その構造類似物と考えるべきである（サララシンは降圧剤であり、アンギオテンシン は昇圧剤である。）。</p> <p>(b)、(c)(省略) () (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(A)ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物 この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) ソマトトロピン並びにその誘導体及び構造類似物：ソマトトロピン（成長ホルモン、GH、STH（ソマトトロピンホルモン））は、水溶性のたんぱく質で、組織の成長を促進し、また、他の相のたんぱく質代謝作用の調節に関与する。脳下垂体前葉のソマトトロピン細胞から分泌され、その分泌は、放出因子（成長ホルモン放出ホルモン）及び阻害因子（ソマトスタチン）によって調節される。ヒト成長ホルモン（hGH）は、191のアミノ酸残基よりなる1本のポリペプチド鎖で、ほとんど独占的に組み換えDNA技術によって製造される。このグループには、ソマトレム（somatrem）（INN）（メチオニルhGH）、アセチル化hGH、デサミド（desamido）hGH及びソメノパル（somenopor）（INN）のような誘導体及び構造類似物を含む。</p> <p>(2)～(19)(省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(B)～(F)(省略)</p>	

関税率表解説新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">除 外</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(1)(省 略)</p> <p>(2) ホルモン様作用をを有するが、ホルモン類似構造を有しない物品 (a)～(f)(省 略)</p> <p><u>(g) ダルセンタン (darusentan) (INN) (29.33)、アトラセンタン (atrasentan) (INN) (29.34) 及びシタキセンタン (sitaxentan) (INN) (29.35) のようなエンドセリン拮抗剤</u></p> <p>(3)(省 略)</p> <p>(4) ホルモンとみなされる場合もあるが、真のホルモン活性を有しない物品 (a)、(b)(省 略)</p> <p><u>(c) 神経伝達物質類及び神経調整物質類 (ニューロモジュレーター) ; 例えば、ドパミン (dopamine) (29.22)、アセチルコリン (acetyl choline) (29.23)、セロトニン (serotonin) (5 - ヒドロキシトリプタミン又は 5 - ヒドロキシ - 3 - (ベータ - アミノエチル) インドール) (29.33)、ヒスタミン (histamine) (29.33) 及びこれらの受容体作用剤又は受容体拮抗剤物質のような関連物質</u></p> <p><u>(d) 白血病阻害因子 (ヒト) 成長因子エンフィレルミン (emfilermine) (INN) (29.33) 及び繊維芽細胞成長因子レピフェルミン (repifermin) (INN) (29.24)</u></p> <p><u>(e) ラニセミン (lanicemine) (INN) (29.33) 及びネボスチネル (nebostinel) (INN) (29.24) のようなNMDA (N - メチル - D - アスパラギン酸) 受容体拮抗剤</u></p> <p>(f) (省 略)</p> <p>(g) (省 略)</p> <p>(5)(省 略)</p> <p><u>(6) トロボキササン類 (thromboxanes) 又はロイコトリエン類 (leukotrienes) の拮抗剤 : これらは、その構造に従って分類される (例えば、セラトロダスト (seratorodast) (INN) (29.18) 及びモンテルカスト (montelukast) (INN) (29.33))</u></p> <p><u>(7) アタキマスト (ataquimast) (INN) (29.33) のような腫瘍壊死因子拮抗剤</u></p> <p>(8)(省 略)</p> <p>(9)(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">除 外</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(1)(省 略)</p> <p>(2) ホルモン様作用をを有するが、ホルモン類似構造を有しない物品 (a)～(f)(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p>(3)(省 略)</p> <p>(4) ホルモンとみなされる場合もあるが、真のホルモン活性を有しない物品 (a)、(b)(省 略)</p> <p><u>(c) セロトニン (5 - ヒドロキシトリプタミン、5 - ヒドロキシ - 3 - (ベータ - アミノエチル) インドール) (29.33)</u></p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p>(d)(省 略)</p> <p>(e)(省 略)</p> <p>(5)(省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p style="text-align: center;">(新 規)</p> <p>(6)(省 略)</p> <p>(7)(省 略)</p>	
<p>29.41 抗生物質</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(1) 複素環式のもの : 例えば、ノボピオシン、セファロスポリネ類、ストレプトスライシン、ファロペナム (INN)、ドリペナム (INN)、モノ</p>	<p>29.41 抗生物質</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(1) 複素環式のもの : 例えば、ノボピオシン、セファロスポリネ類、ストレプトスライシンがある。この種のもので最も重要なものは、ペニシリン類</p>	

関税率表解説新旧対照表

新	旧	備考
<p>30.02</p> <p>バクタム類(例えば、アズトレナム(INN))がある。この種のもので最も重要なものは、ペニシリン類で、ペニシリウム属の各種のかびによって分泌される。この種類にはプロカインペニシリンを含む。 (省略)</p> <p>人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品(生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (A)~(C)(省略) (D) ワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)及びこれらに類する物品 (1)(省略) (2) <u>毒素(toxin)(毒):トキシイド(toxoid)、クリプトトキシン(chrypto-toxin)及び抗毒素(anti-toxin)</u> (3)~(5)(省略) (省略)</p>	<p>30.02</p> <p>で、ペニシリウム属の各種のかびによって分泌される。この種類にはプロカインペニシリンを含む。 (省略)</p> <p>人血、治療用、予防用又は診断用に調製した動物の血及び免疫血清その他の血液分画物及び変性免疫産品(生物工学的的方法によって得たものであるかないかを問わない。)並びにワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)その他これらに類する物品 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (A)~(C)(省略) (D) ワクチン、毒素、培養微生物(酵母を除く。)及びこれらに類する物品 (1)(省略) (2) <u>毒素(toxin)(バクテリアによって分泌された毒):微生物起源のトキシイド(toxoid)、クリプトトキシン(chrypto-toxin)及び抗毒素(anti-toxin)</u> (3)~(5)(省略) (省略)</p>	
<p>30.04</p> <p>医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装したものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。) (省略)</p> <p>上記の(a)又は(b)の要件を満たしている限り、次の物品もこの項を含む。 (1)、(2)(省略) (3) <u>医療用硫酸カルシウムから成るような、折れた骨の空洞に注入され、自然に吸収され、骨の組織に置き換えられる移植用骨片代用品(bone graft substitute);これらの物品は、新しい骨が成長するにつれて吸収される結晶性の基質を供給する。</u> しかし、この項には、通常硬化剤(curing agent)及び活性化剤を含有し、例えば、<u>歯科用インプラントを残存する骨に取り付けるために使用される接骨用セメントを含まない(30.06項)。</u></p>	<p>30.04</p> <p>医薬品(混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)又は小売用の形状若しくは包装したものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。) (省略)</p> <p>上記の(a)又は(b)の要件を満たしている限り、次の物品もこの項を含む。 (1)、(2)(省略) (新規) (新規)</p>	
<p>30.06</p> <p>この類の注4の医療用品 (省略)</p> <p>この項には、次の物品のみを含む。 (1)~(5)(省略)</p>	<p>30.06</p> <p>この類の注4の医療用品 (省略)</p> <p>この項には、次の物品のみを含む。 (1)~(5)(省略)</p>	

関 税 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新	旧	備 考
<p>(6) 歯科用セメント及び歯科用充てん材料並びに接骨用セメント (省 略) この項には、通常硬化剤 (curing agent) 及び活性化剤を含有し、例えば、<u>歯科用インプラントを</u>残存する骨に取り付けるために使用される接骨用セメントを含む。これらの物品は、通常、体温で硬化する。 <u>歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスター及びプラスターをもととした歯科用調製品はこの項には属さない(それぞれ25.20及び34.07)。</u> この項には、<u>医療用の硫酸カルシウムからなるような、新しい骨が成長するにつれて吸収される結晶性の基質を供給する移植用骨片代用品を含まない(30.04項)。</u></p> <p>33.04 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品 (日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品 (省 略)</p> <p>(A) 美容用又はメーキャップ用の調製品及び皮膚の手入れ用の調製品 (日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含む。)</p> <p>これらには、次の物品を含む。 (1)~(2) (省 略)</p> <p>(3) その他の美容用又はメーキャップ用の調製品及び皮膚の手入れ用の調製品 (医薬品を除く。)。例えば、おしろい (固形のものを含む。)、ベビーパウダー (混合しておらず、香りのないもので小売用に包装したタルカムパウダーを含む。)その他のパウダー及びグリースペイント (ドーラン)、ビューティークリーム、コールドクリーム、メーキャップクリーム、クレンジングクリーム、栄養クリーム (ロイヤルゼリーを含有するものを含む。)及びスキントニック又はボディーローション、皮膚の手入れ用に供するため小売用の包装にしたペトロラタム、皮膚を保護するためのバリアクリーム、<u>しわの除去と唇のほりを増すための皮下注射用ゲル (ヒアルロン酸を含有するものを含む。)</u>、<u>にきび防止用調製品 (34.01項のせっけんを除く。)</u>で皮膚を清潔にすることを主目的として作られたもので、<u>にきびの治療又は予防効果を有する活性成分を十分に含んでいないもの並びに酢又は酢酸と香気のあるアルコールの混合物であるトイレットビネガー。日焼け止め用又は日焼け用の調製品もここに含む。</u> (省 略)</p> <p>第39類 プラスチック及びその製品 (省 略)</p>	<p>(6) 歯科用セメント及び歯科用充てん材料並びに接骨用セメント (省 略) また、この項には、<u>接骨用セメントを含む。</u></p> <p>歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスター及びプラスターをもととした歯科用調製品はこの項には属さない (それぞれ25.20及び34.07)。 (新 規)</p> <p>33.04 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品 (日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品 (省 略)</p> <p>(A) 美容用又はメーキャップ用の調製品及び皮膚の手入れ用の調製品 (日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含む。)</p> <p>これらには、次の物品を含む。 (1)~(2) (省 略)</p> <p>(3) その他の美容用又はメーキャップ用の調製品及び皮膚の手入れ用の調製品 (医薬品を除く。)。例えば、おしろい (固形のものを含む。)、ベビーパウダー (混合しておらず、香りのないもので小売用に包装したタルカムパウダーを含む。)その他のパウダー及びグリースペイント (ドーラン)、ビューティークリーム、コールドクリーム、メーキャップクリーム、クレンジングクリーム、栄養クリーム (ロイヤルゼリーを含有するものを含む。)及びスキントニック又はボディーローション、皮膚の手入れ用に供するため小売用の包装にしたペトロラタム、皮膚を保護するためのバリアクリーム、<u>にきび防止用調製品 (34.01項のせっけんを除く。)</u>で皮膚を清潔にすることを主目的として作られたもので、<u>にきびの治療又は予防効果を有する活性成分を十分に含んでいないもの並びに酢又は酢酸と香気のあるアルコールの混合物であるトイレットビネガー。日焼け止め用又は日焼け用の調製品もここに含む。</u> (省 略)</p> <p>第39類 プラスチック及びその製品 (省 略)</p>	

関税率表解説新旧対照表

新	旧	備考
<p>総説 (省略)</p> <p>プラスチックと紡織用繊維との結合物品 (省略)</p> <p>(a)～(c) (省略)</p> <p>(d) <u>紡織用繊維の織物類</u> (59類注1で定義されるもの)、フェルト又は不織布と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、<u>紡織用繊維が単に補強の目的で使われている物品</u> この場合において、模様を有しないもの、漂白してないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類、フェルト又は不織布をこれらの板、シート又はストリップの片側のみに結合した場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。模様を有するもの、なせんしたものの、これら以上の精巧な加工をした織物類 (例えば、起毛) 及びパイル織物、チュール、レース、58.11項の織物製品などの特殊な物品は、単なる補強以上の機能を有するものとみなす。 (省略)</p>	<p>総説 (省略)</p> <p>プラスチックと紡織用繊維との結合物品 (省略)</p> <p>(a)～(c) (省略)</p> <p>(d) <u>紡織用繊維の織物類</u>、フェルト又は不織布と多泡性のプラスチックの板、シート又はストリップとを結合したもので、<u>紡織用繊維が単に補強の目的で使われている物品</u> この場合において、模様を有しないもの、漂白してないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類をこれらの板、シート又はストリップの片側のみに結合した場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。模様を有するもの、なせんしたものの、これら以上の精巧な加工をした織物類 (例えば、起毛) 及びパイル織物、チュール、レース、58.11項の織物製品などの特殊な物品は、単なる補強以上の機能を有するものとみなす。 (省略)</p>	
<p>40.08 板、シート、ストリップ、棒及び型材 (加硫したゴム (硬質ゴムを除く。)) のものに限る。) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (A) <u>紡織用繊維の織物</u> (59類注1で定義されるもの)、フェルト又は不織布とセルラーラバーの板、シート及びストリップとを結合したものの。ただし、<u>紡織用繊維が単に補強の目的で使われているものに限る。</u> この場合において、模様を有しないもの、漂白していないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類、フェルト又は不織布をこれらの板、シート又はストリップの片側のみに結合する場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。模様を有するもの、なせんしたものの、これら以上の精巧な加工をした織物類及びパイル織物、チュール、レースなどの特殊な物品は単なる補強以上の機能を有するものとみなす。 (省略)</p> <p>(B)、(C) (省略) (省略)</p>	<p>40.08 板、シート、ストリップ、棒及び型材 (加硫したゴム (硬質ゴムを除く。)) のものに限る。) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。 (A) <u>フェルト、不織布、メリヤス編物、クロセ編物その他の紡織用繊維の織物とセルラーラバーの板、シート及びストリップとを結合したものの。</u>ただし、<u>紡織用繊維が単に補強の目的で使われているものに限る。</u> この場合において、模様を有しないもの、漂白していないもの、漂白したもの又は均一に浸染した紡織用繊維の織物類をこれらの板、シート又はストリップの片側のみに結合する場合は、単に補強の目的で使用したものとみなす。模様を有するもの、なせんしたものの、これら以上の精巧な加工をした織物類及びパイル織物、チュール、レースなどの特殊な物品は単なる補強以上の機能を有するものとみなす。 (省略)</p> <p>(B)、(C) (省略) (省略)</p>	
<p>第41類 原皮 (毛皮を除く。) 及び革 (省略)</p>	<p>第41類 原皮 (毛皮を除く。) 及び革 (省略)</p>	

関税率表解説新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">総説</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>() 原皮(羽毛皮及び毛皮を除く。大きな四足獣の毛皮は raw hides という。)(41.01項から41.03項)。また、これらの項には、注1(c)及び41.01項から41.03項までの解説に掲げられた動物の毛がついている原皮を含む。</p> <p>なめしの前に、皮は一連の準備工程を必要とする。その工程は、アルカリ溶液における浸漬工程(皮を柔らかくし、保存に使用した塩分を除去するため)、脱毛工程、裏打工程、脱毛に使用された石灰その他の物質を取り除く工程及び最後の洗浄工程から成る。</p> <p>また、41.01項から41.03項までには、毛が付いていない皮でなめし過程(前なめしを含む。)中のもののうちなめしを終えていないものを含む。この皮は一時的に腐敗を防ぐ状態又はスプリットを行える程度に一時的に安定した状態であり、41.04項から41.06項までの物品とはみなさない。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>() なめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしたものを除く)(41.04項から41.06項まで)</p> <p>なめしは、皮に腐朽抵抗性を与えるとともにその防水性を増加させる。タンニンは、皮に浸透しコラーゲンと架橋する。これは、成果物に、熱、光又は汗に対する安定性を与え、皮を型どりでき、かつ、有用なものとする非可逆的な化学反応である。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">総説</p> <p>この類には、次の物品を含む。</p> <p>() 原皮(羽毛皮及び毛皮を除く。大きな四足獣の毛皮は raw hides という。)(41.01項から41.03項)。また、これらの項には、注1(c)及び41.01項から41.03項までの解説に掲げられた動物の毛がついている原皮を含む。</p> <p>また、41.01項から41.03項までには、毛が付いていない皮でなめし過程(軽いなめし、前なめしを含む。)中のもののうちなめしを終えていないものを含む。この皮は一時的に腐敗を防ぐ状態又はスプリットを行える程度に一時的に安定した状態であり、41.04項から41.06項までの物品とはみなさない。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>() なめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしたものを除く)(41.04項から41.06項)</p> <p>なめしは、皮に腐朽抵抗性を与えるとともにその物理的強度及び防水性を増加させる。なめし過程に入る前に、まず皮は一連の準備工程を必要とする。その工程は、アルカリ溶液における浸せき工程(皮を柔らかくし、保存に使用した塩分を除去するため)、脱毛工程、裏打工程、脱毛に使用された石灰その他の物質を取り除く工程及び最後の洗浄工程から成る。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	
<p>61.04 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>61.03項の解説の規定は、この項において準用する。</p> <p>女子用のスーツを構成する衣類は、生地組織、スタイル、色及び素材が同一のもの(異なる生地のパイピング(生地の継目に縫い付けたストリップ状の生地)を有するものを含む。)であり、互いに適合するサイズのものでなければならぬ。</p> <p>下半身用の構成部分が2点以上ある場合(例えば、スカート又はキュロットスカートとズボン)には、スカート又はキュロットスカートのいずれか1点をスーツの下半身用の構成部分とみなし、その他の衣類は、スーツの構成部分としない。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>61.04 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>61.03項の解説の規定は、この項において準用する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	
<p>84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)消火器(消化剤を充てんしてあるかないか</p>	<p>84.24 噴射用、散布用又は噴霧用の機器(液体用又は粉用のものに限るものとし、手動式であるかないかを問わない。)消火器(消化剤を充てんしてあるかないか</p>	

関税率表解説新旧対照表

新	旧	備考
<p>を問わない。)スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹き付け機その他これに類する噴霧機器 (省略) (A)~(E)(省略) 部分品 (省略) この項には、次の物品を含まない。 (a)~(g)(省略) <u>(h)トラックに据え付けられるように設計された除雪用の塩及び砂の散布機</u> <u>(i)(省略)</u> <u>(k)(省略)</u></p> <p>84.79 機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) (省略) ()(省略) () 特定産業用の機械類 このグループには、次の物品を含む。 (A)~(C)(省略) (D) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械類:例えば、次の物品がある。 (1)~(5)(省略) (6) <u>除雪用の塩及び砂の散布機:トラックに据え付けられるように設計され、塊を破碎する攪拌機を備えた砂及び塩を貯蔵するためのタンク、塩の塊を破碎又は粉碎するためのシステム並びに散布するための円板を有する水圧式放射システムから成る。機械の種々の機能は、遠隔制御により、トラックの運転台から操作される。</u> (省略)</p>	<p>を問わない。)スプレーガンその他これに類する機器及び蒸気又は砂の吹き付け機その他これに類する噴霧機器 (省略) (A)~(E)(省略) 部分品 (省略) この項には、次の物品を含まない。 (a)~(g)(省略) (新規) <u>(h)(省略)</u> <u>(i)(省略)</u></p> <p>84.79 機械類(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。) (省略) ()(省略) () 特定産業用の機械類 このグループには、次の物品を含む。 (A)~(C)(省略) (D) 土木事業、建築その他これらに類する用途に供する機械類:例えば、次の物品がある。 (1)~(5)(省略) (新規)</p>	
<p>85.17 有線電話用又は有線電信用の電気機器(コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。)及びビデオフォン (省略) ()~() (省略) 部分品 (省略) この項には、また、次の物品を含まない。 <u>(a)ローカルエリアネットワーク(LAN)用リピーター(84.71)</u> <u>(b)(省略)</u></p>	<p>85.17 有線電話用又は有線電信用の電気機器(コードレス送受話器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。)及びビデオフォン (省略) ()~() (省略) 部分品 (省略) この項には、また、次の物品を含まない。 (新規) <u>(a)(省略)</u></p>	

関税率表解説新旧対照表

新		旧		備考
85.23	<p>(c)(省略) (d)(省略) (e)(省略) (f)(省略) (g)(省略) (h)(省略) (ij)(省略) (k)(省略) (l)(省略) (m)(省略)</p> <p>(削除)</p> <p>録音その他これに類する記録用の媒体（記録していないものに限るものとし、第37類の物品を除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 外部データを記録する半導体製の不揮発性データ記憶装置：これらの装置は、フラッシュメモリカード又はフラッシュ電子記憶カードとして知られており、ナビゲーションシステム、GPS、データ収集端末、携帯式スキャナ、医療用監視用機器、録音機器、個人用通信機器、携帯電話及びデジタルカメラのような外部からのデータを記録するために用いられる。一般に、本装置が特定の機器に一旦接続されれば、データの本装置への保存及び読み取りができるが、専用のアダプタを使用して、自動データ処理機械にデータをアップロードすることもできる。本装置は接続された機器からの電力を使用するので、バッテリーを必要としない。</p> <p>これらの不揮発性記憶装置は、同一のハウジングの中で、一の印刷回路基板上に組み込まれている集積回路の形状をしている一以上のフラッシュメモリ（FLASH E²PROM）から構成され、ホスト機器に接続するためのソケットを組み込んでいる。本装置は、コンデンサー、抵抗器又は集積回路の形状をしたマイクロコントローラを含んでいてもよい。</p> <p>(省略)</p>	85.23	<p>(b)(省略) (c)(省略) (d)(省略) (e)(省略) (f)(省略) (g)(省略) (h)(省略) (ij)(省略) (k)(省略) (l)(省略) (m) ローカルエリアネットワーク(LAN)用リピーター(84.71)</p> <p>録音その他これに類する記録用の媒体（記録していないものに限るものとし、第37類の物品を除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(新規)</p> <p>(省略)</p>	
85.36	<p>電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が1,000以下のものに限る。）</p> <p>(省略)</p> <p>()、() (省略)</p> <p>()電気回路の接続用の機器</p>	85.36	<p>電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が1,000以下のものに限る。）</p> <p>(省略)</p> <p>()、() (省略)</p> <p>()電気回路の接続用の機器</p>	

関税率表解説新旧対照表

	新	旧	備考
91.02	<p>(省略)</p> <p>(A)、(B)(省略)</p> <p>(C) 接続箱：これは、電線と交互に接続するための端子その他の装置を内部に取り付けた箱から成る。<u>電氣的接続の手段又はそれらの装置を有しない箱は、この項には属さず、構成する材料により該当する項に属する。</u></p>	<p>(省略)</p> <p>(A)、(B)(省略)</p> <p>(C) 接続箱：これは、電線と交互に接続するための端子その他の装置を内部に取り付けた箱から成る。<u>接続箱のうち電氣的接続の手段を有さず、専ら保護カバーとして使用するもの及び独立した接続箇所絶縁物質を保持するためのものは、この項には属さず、構成する材料により該当する項に属する。</u></p>	
91.02	<p>腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第91.01項のものを除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>この項には、<u>単独で提示する場合には、次の物品を含まない。携帯用時計のケース及びその部分品（91.11）、ウォッチムーブメント（91.08又は91.10）、携帯用時計のバンド及びブレスレット（91.13）並びにムーブメントの部分品（通常、91.10又は91.14）。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第91.01項のものを除く。）</p> <p>(省略)</p> <p>携帯用時計とともに提示する場合には、次の物品を含まない。携帯用時計のケース及びその部分品（91.11）、ウォッチムーブメント（91.08又は91.10）、携帯用時計のバンド及びブレスレット（91.13）並びにムーブメントの部分品（通常、91.10又は91.14）</p> <p>(省略)</p> <p>(新規)</p>	
94.01	<p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説</p> <p>9401.61及び9401.71</p> <p>「アップホルスターの腰掛け」とは、例えば、ウオッディング、トゥ、獣毛、多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの柔らかい層を有するもので、シートに合わせて形作られ（固定してあるかないかを問わない。）、織物、革又はプラスチックシート等の材料により被覆されたものである。アップホルスターの腰掛けに属するものには、アップホルスター材料を被覆してないもの又は白い織物カバーのみを有し、それ自体も被覆されるように作ってある腰掛け（綿モスリンのアップホルスターの腰掛けシートとして知られている。）、取外し可能な腰掛け用又は背もたれ用のクッションとともに提示され、それらのクッションがないと使用できない腰掛け及びばね状のばね（アップホルスター用のもの）を有する腰掛けがある。</p> <p>一方、鋼線の格子、ぴんと張った織物等を枠に取り付けるように設計した水平方向に作用する引っ張りばねを有していても、その腰掛けがアップホルスターの腰掛けに属することにはならない。同様に、織物、革、プラスチックシート等の材料を直接被覆した腰掛けで、アップホルスター材料又はばねの挿入物を有しないもの及び多泡性プラスチックの薄い層で裏打ちした一重の織物を使用した腰掛けはアップホルスターの腰掛けとはみなさない。</p> <p>9401.80</p>	<p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>(省略)</p> <p>号の解説</p> <p>9401.61及び9401.71</p> <p>「アップホルスターの腰掛け」とは、例えば、ウオッディング、トゥ、獣毛、多泡性のプラスチック又はセルラーラバーの柔らかい層を有するもので、シートに合わせて形作られ（固定してあるかないかを問わない。）、織物、革又はプラスチックシート等の材料により被覆されたものである。アップホルスターの腰掛けに属するものには、アップホルスター材料を被覆してないもの又は白い織物カバーのみを有し、それ自体も被覆されるように作ってある腰掛け（綿モスリンのアップホルスターの腰掛けシートとして知られている。）、取外し可能な腰掛け用又は背もたれ用のクッションとともに提示され、それらのクッションがないと使用できない腰掛け及びばね状のばね（アップホルスター用のもの）を有する腰掛けがある。</p> <p>一方、鋼線の格子、ぴんと張った織物等を枠に取り付けるように設計した水平方向に作用する引っ張りばねを有していても、その腰掛けがアップホルスターの腰掛けに属することにはならない。同様に、織物、革、プラスチックシート等の材料を直接被覆した腰掛けで、アップホルスター材料又はばねの挿入物を有しないもの及び多泡性プラスチックの薄い層で裏打ちした一重の織物を使用した腰掛けはアップホルスターの腰掛けとはみなさない。</p> <p>(新規)</p>	

関 税 率 表 解 説 新 旧 対 照 表

新	旧	備 考
<p>この号はまた、自動車又は他の輸送手段において、乳幼児が乗車する際に使用に適する安全シートも含む。これらは、脱着が可能で、シートベルト及びつなぎひもを用いて自動車のシートに取り付けられる。</p> <p>95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。） （省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品：これらは、その用途から通常非耐久性材料で製造してあり、次の物品を含む。</p> <p><u>(1) 部屋、テ・ブル等の装飾に用いられる祝祭用の装飾品（例えば、花飾り、ランタン等）、クリスマスツリ・用の装飾品（ティンセル、着色した球、動物像及び他の像等）及び特別な祝祭用に伝統的に作られるケ・キの装飾品（例えば、動物像、旗）</u></p> <p><u>(2) クリスマスの祝祭日に伝統的に使用する物品：例えば、人造クリスマスツリ、降誕図、降誕像及び動物像、天使像、クリスマス用クラッカ、クリスマス用ストッキング、模造のクリスマス前夜祭に用いるかがり火用丸太、サンタクロース</u></p> <p>(3)、(4)（省 略）</p> <p>この項には、礼拝所に飾る小像、彫像その他これらに類する物品を含まない。</p> <p><u>この項は、また、祝祭用のデザイン、装飾品、紋章又はモチーフを有し、かつ、実用性を有する物品を含まない。例えば、食卓用品、台所用品、化粧用品、じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、キッチンリネン。</u></p> <p>(B)（省 略）</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a)（省 略）</p> <p><u>(b) ろうそく（34.06）</u></p> <p>(c)～(f)（省 略）</p>	<p>95.05 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品（奇術用具を含む。） （省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) 祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品：これらは、その用途から通常非耐久性材料で製造してあり、次の物品を含む。</p> <p><u>(1) クリスマスツリ・用の紙、金属箔、ガラス繊維等で作った各種の装飾品（例えば、ティンセル、星及びつらら）の他、花綱、花飾り、ちょうちん等の装飾品、人造雪、着色した球、鈴、ランタン等。特別な祝祭用に伝統的に作られるケ・キその他の装飾品（例えば、動物、旗等）もこの項に属する。</u></p> <p><u>(2) クリスマスの祝祭日に伝統的に使用する物品：例えば、人造クリスマスツリ（折り畳み式のものもある。）、キリスト降誕図、クリスマス用のクラッカ、クリスマス用ストッキング及びクリスマス前夜のかがり火用丸太で模造のもの</u></p> <p>(3)、(4)（省 略）</p> <p>この項には、礼拝所に飾る小像、彫像その他これらに類する物品を含まない。</p> <p style="text-align: right;">（新 規）</p> <p>(B)（省 略）</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a)（省 略）</p> <p><u>(b) クリスマス用のろうそく及びクリスマスツリ・用のろうそく（34.06）</u></p> <p>(c)～(f)（省 略）</p>	